

大館クリーンセンター基幹的設備改良工事・運営事業  
実施方針

令和元年 5 月

大館市



# 目 次

<b>第 1</b>	<b>特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1	特定事業の事業内容に関する事項 .....	1
2	特定事業の選定に関する事項 .....	3
3	民間事業者が実施する業務の範囲 .....	3
4	市が実施する業務 .....	5
5	事業終了後の施設の取り扱い .....	5
<b>第 2</b>	<b>民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>6</b>
1	募集及び選定のスケジュール（予定） .....	6
2	応募に関する条件 .....	6
3	事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項 .....	8
4	提出書類の取扱い .....	10
5	事業契約の締結 .....	10
<b>第 3</b>	<b>事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>11</b>
1	予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担 .....	11
2	提供されるサービス水準.....	11
3	市による事業の実施状況のモニタリング .....	11
<b>第 4</b>	<b>公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>13</b>
1	施設の立地条件 .....	13
2	施設の規模 .....	13
3	施設の整備要件等 .....	13
<b>第 5</b>	<b>事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	<b>14</b>
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	14
2	管轄裁判所の指定 .....	14
<b>第 6</b>	<b>事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>15</b>
1	本事業の継続に関する基本的な考え方.....	15
2	本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	15
<b>第 7</b>	<b>法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>16</b>
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	16
2	財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....	16
3	その他の措置及び支援に関する事項 .....	16
<b>第 8</b>	<b>その他、特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>17</b>
1	議会の議決 .....	17
2	本事業において使用する言語 .....	17
3	本事業への参加に伴う費用負担.....	17

4 実施方針等に関する問い合わせ先 .....	17
-------------------------	----

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大館クリーンセンター基幹的設備改良工事・運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

大館市長 福原 淳嗣

(4) 事業予定地

秋田県大館市雪沢字又右エ門沢 49 番地 1 ほか

（事業予定地位置図を、別紙 1 「事業予定地位置図」に示す。）

(5) 事業の目的

現在、大館市（以下「市」という。）は、市内で発生する一般廃棄物を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づいて民間事業者が所有し、運営する大館クリーンセンター（以下「本施設」という。）で処理しています。本施設は稼働開始から 13 年以上が経過しており、各設備の老朽化が進行していることにより、今後も本施設で市の一般廃棄物の適切な処理を継続するためには、基幹的設備改良工事を実施し、より一層の運営の効率化を図る必要があります。

こうした中、市は、本施設の基幹的設備改良工事・運営事業について、PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け、提案内容を検討した結果、その有効性を確認したところです。

本事業では、民間事業者の創意工夫を以って、本施設の基幹的設備改良工事及び運営を行い、回収したエネルギーの発電等を通じた有効活用と環境負荷の少ない循環型社会の形成を実現するとともに、市の一般廃棄物処理に係る財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を実現することを目的とします。

(6) 対象となる事業の概要

民間事業者が、稼働から 15 年が経過することとなる老朽化が進む本施設の主要設備を更新する基幹的設備改良工事を実施し、工事期間及びその後 10 年間に渡って本施設の運営を一括で行うものとします。また、民間事業者が、本施設の基幹的設備改良工事に係る資金の調達も行い、運営期間（10 年）にわたって施設を所有するものとします。

なお、10 年間の運営期間終了時点において、継続して本施設の運営を行わない場合、

本施設は解体・除去されるものとし、かかる解体・除去業務も民間事業者の業務範囲とします。ただし、解体・除去業務に係る費用は民間事業者との契約締結後に協議によって決定することとし、事業者選定の段階では当該費用の見積提出は求めません。

#### (7) 事業に必要とされる関連法令等

民間事業者は、本施設の基幹的設備改良工事、運営等を行うにあたって、必要とされる廃棄物の処理、基幹的設備改良工事の設計・施工、本施設の運営等に関する関係法令等を遵守することとします。

#### (8) 事業方式の概要

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業方式は、民間事業者が本施設の所有権を保持し、自らの資金調達により基幹的設備改良工事を施した上で、施設の維持・管理及び運営を行う BOO (Build-Own-Operate) 方式 (以下「BOO 方式」という。) とします。

#### (9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業開始から 2 年間を基幹的設備改良工事期間 (以下「工事期間」という。) とし、工事期間終了後の 10 年間を運営期間とします。

#### (10) 事業スケジュール (予定)

契約締結日	令和元年 12 月
事前準備期間	令和 2 年 1 月～3 月
工事期間	令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月
運営期間	令和 4 年 4 月～令和 14 年 3 月
事業終了	令和 14 年 3 月末日

※事前準備期間中及び工事期間中も本施設の稼働は継続します。

#### (11) 留意事項

##### ① 工事期間中の運営について

令和 2 年 1 月から 7 月までの期間については、本施設を所有する民間事業者が市と現在締結している事業契約に基づいて、本施設の運営を実施する。令和元年 8 月以降、令和 4 年 3 月までの工事期間中については、本事業の基幹的設備改良工事を実施する事業者が本施設の運営を実施するものとします。なお、基幹的設備改良工事の実施に伴い、本施設の一部又は全部の稼働を停止する期間が発生するが、その際に本施設で処理ができない一般廃棄物処理については、市が別途契約する廃棄物処理事業者へ搬出し、処理 (以下「外部処理」という。) することとします。

##### ② 本施設の所有権について

現在本施設を所有する民間事業者 (以下「本施設の所有者」という。) 以外の民間事

業者が本事業を実施する場合には、本施設の所有者から当該民間事業者が本施設の所有権の移転を受け、本施設を所有した上で運営を行うこととします。なお、本施設の所有権移転については、市が両者を仲介して条件を決定することとします。所有権移転の条件は今後公表する公募要領書等で提示します。

③ 本施設に関する情報の開示について

本事業の事業者選定の段階において、本施設の図面、設備概要書、運営業務に係る資料等の情報を資料貸与等の方法により開示することとします。同時に、民間事業者が本施設の状態を把握するための機会として、本施設の視察をできる期間を設定することとします。

## 2 特定事業の選定に関する事項

以下の考え方・手順に従い、本事業を特定事業として選定することとします。

### (1) 基本的な考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFMに関するガイドライン」、実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより、一般廃棄物処理を市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定します。

### (2) 特定事業の選定手順

次の手順により客観的評価を行います。

- ① 定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）
  - ア 基幹的設備改良工事の評価
  - イ 運営費の評価
- ② 定性的評価
  - ア 事業者に移管されるリスクの評価
  - イ 公共サービス水準の評価

### (3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容と合わせて、大館市ホームページを通じて公表します。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 3 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次の通りとします。

### (1) 事前業務

- ア 本事業を実施するための特別目的会社の設立
- イ 市が実施する交付金申請手続きの支援
- ウ 一般廃棄物処理施設設置に関する必要な手続き

### (2) 基幹的設備改良工事業務

#### ① 既存設備の補修・更新・改造工事業務

- ア 受入供給設備（ごみ計量機、ごみ投入扉、ごみクレーン等）
- イ 燃焼設備（ごみホッパ、火格子、焼却炉本体、バーナ等）
- ウ 排ガス処理設備（集じん器等）
- エ 余熱利用設備（温水発生器等）
- オ 通風設備（押込送風機、誘引通風機等）
- カ 灰出し設備（灰押出機、コンベヤ類、灰クレーン等）
- キ 灰溶融設備（飛灰サイロ、コンベヤ類等）
- ク 溶融飛灰処理設備（溶融飛灰貯留槽、コンベヤ類、バンカ等）
- ケ 給配水設備（機器冷却水冷却塔等）
- コ 排水処理設備（ポンプ類等）
- サ 雑設備（空気圧縮機等）
- シ 電気設備（配電設備、非常用電源設備、動力設備等）
- ス 計装制御設備（計装盤、監視装置、ITV 装置等）

#### ② 既存設備の撤去業務

- ア 燃焼ガス冷却設備の撤去
- イ 通風設備（空気予熱器、減温装置等）
- ウ 灰出し設備（磁選装置等）
- エ 灰溶融設備（灰溶融装置、コンベヤ類、通風機等）

#### ③ 設備の新設業務

- ア 燃焼ガス冷却設備の新設（ボイラ設備、蒸気復水器、タンク類、薬剤注入装置等）
- イ 排ガス処理設備の新設（調温塔設備）
- ウ 余熱利用設備の新設（蒸気タービン設備等）
- エ 通風設備の新設（蒸気式空気予熱器、二次押込送風機等）
- オ 計装制御設備（工業計器等）

#### ④ 上記①～③に関連する建築工事業務

#### ⑤ 上記①～③に関連する建築設備工事業務

### (3) 運營業務

#### ① 焼却施設に関する維持管理・運營業務

- ア 一般廃棄物等受入、計量、料金徴収業務
- イ 本施設の運転管理業務（焼却主灰及び飛灰固化物の積込みを含む。）



- ウ 本施設の維持管理業務
  - エ 本施設の情報管理業務
  - オ 本施設の環境管理業務
  - カ 余熱を利用した発電及び余熱利用に関する業務
  - キ 見学者対応支援、近隣対応等の関連業務
  - ク 関係諸機関への対応
  - ケ 工事期間中における外部処理支援業務
- ② 最終処分等に関する業務
- ア 焼却主灰、飛灰固化物の運搬
  - イ 焼却主灰、飛灰固化物の最終処分
  - ウ 情報管理業務

#### (4) 解体・除去業務

本施設の解体・除去業務（運営期間終了時点において本施設の解体・除去を行う場合）

#### 4 市が実施する業務

市は、以下の業務を実施するものとする。

- ア 用地の確保と事業者への貸与
- イ 近隣同意の取得・近隣対応・地域関係者協議会
- ウ 本施設の交付金申請手続
- エ 契約管理（モニタリング）の実施
- オ 本施設への一般廃棄物等の提供
- カ 本施設の見学者対応
- キ 対価の支払い（基幹的設備改良工事及び運営）
- ク 工事期間中に必要となる外部処理
- ケ 処理対象となる一般廃棄物の収集運搬

#### 5 事業終了後の施設の取り扱い

本施設の基幹的設備改良工事が終了してから 8 年目に、市および民間事業者は、運営期間が終了した後の本施設の取り扱いに関する協議を開始するものとします。

また、本施設を運営期間終了時点で解体・除去するか否かに関わらず、民間事業者は、運営期間中に、市の要請に応じて本施設の解体・除去に要する費用に関する参考見積を提出することとし、本施設の解体・除去を実施する場合には、当該参考見積に基づいてその費用を算定するものとします。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定のスケジュール（予定）

本事業では、民間事業者が市が規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める提案内容であることを前提として、公募等の方法によって民間事業者を選定します。ただし、本実施方針公表後、市場調査を実施し、公募プロポーザル等により本事業を実施する民間事業者を選定することが適さない場合には、随意契約により民間事業者と契約を締結することとします。現時点で計画している公募プロポーザル方式で実施する場合の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりです。

(1) 特定事業の選定	令和元年 6月
(2) 募集要項の公表	令和元年 7月
(3) 募集要項に関する質疑回答	令和元年 7月
(4) 参加表明書の受付締切	令和元年 7月
(5) 資格審査書類の受付締切	令和元年 7月
(6) 資格審査結果の通知	令和元年 8月
(7) 提案書類の提出	令和元年 10月
(8) 提案審査の実施	令和元年 11月
(9) 優先交渉権者の決定	令和元年 11月
(10) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(11) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(12) 事業契約の締結	令和元年 12月

### 2 応募に関する条件

本事業へ応募する者は、単独の企業等（以下「参加企業」という。）又は複数の企業等によって形成されたグループ（以下「参加グループ」という。また、参加企業及び参加グループを総称し「参加者」という。）で、次の(1)に示す要件を満たす者としてします。ただし、参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

なお、参加者以外で市と事業契約を締結することとなる選定事業者（以下「選定事業者」という。）と契約を締結する企業を協力企業とします。協力企業が、他の参加者の協力企業となることは認めません。ただし、焼却灰等の運搬業務を担当する者及び焼却灰等の最終処分を担当する者についてはこの限りではありません。

#### (1) 参加者の資格要件

- ア 平成 31・32 年度大館市有資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないものであること。

- ウ 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- エ 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- オ 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- カ 市と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に関する市のアドバイザリー契約を締結した企業は、株式会社日本総合研究所である。
- キ 本事業の評価委員会の委員及び委員が属する企業及びその関係会社でないこと。

## (2) 各業務を担当する者の資格要件

### ① 基幹的設備改良工事業務を担当する者の要件

- ア 参加者か協力企業かに関わらず、参加資格確認の時点で以下の要件を満たす者であること。ただし、(ウ)と(エ)については、どちらか一方を満たせば良いこととします。
  - (ア) 平成31・32年度大館市有資格者名簿において、「建設工事」の「清掃施設」に登録されている者であること。
  - (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業にかかると建設業の許可を受けたもののうち経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上のものであること。
  - (ウ) 発電機能を有しない一般廃棄物焼却施設で、処理規模が45t/日以上である施設に、新たに発電機能を追加する工事を伴う基幹的設備改良工事を竣工した実績があること。
  - (エ) ボイラ・タービン付の一般廃棄物焼却施設で、処理規模45t/日以上である施設の建設工事を竣工した実績があること。
- イ 参加者は、基幹的設備改良工事業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとします。
- ウ なお、基幹的設備改良工事業務を担当する者は、設計・建設期間を通じて基幹的設備改良工事に係る全業務を統括し、工事監理及び工事監理結果の記録等に関して一切の責任を負うものとします。

### ② 焼却施設に関する維持管理・運営業務を担当する者の要件

- ア 平成31・32年度大館市有資格者名簿において、「役務提供」に登録されている者であること。
- イ 参加者か協力企業かに関わらず、PFI方式、DBO方式又は長期包括運営委託方式

のいずれかの方式の事業において、ボイラ・タービン付の一般廃棄物焼却施設で、処理規模が 45t/日以上である施設における 3 年以上の運營業務（運転管理、維持管理を含む）を完了した実績を有すること。

- ウ 運營業務を行う者が複数である場合、少なくとも 1 者がイを満たしていればよいものとします。
- エ 参加者の代表企業は、運營業務を担当する者を定め、参加表明書にて明らかにするものとします。

### ③ 焼却灰等の運搬業務を担当する者

- ア 平成 31・32 年度大館市有資格者名簿において、「役務提供」に登録されている者であること。
- イ 参加者か協力企業かに関わらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、焼却主灰、飛灰固化物の運搬を適切に行うための資格を有するものであること。

### ④ 焼却灰等の最終処分業務を担当する者

- ア 平成 31・32 年度大館市有資格者名簿において、「役務提供」に登録されている者であること。
- イ 参加者か協力企業かに関わらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、焼却主灰、飛灰固化物の処分を適切に行うための資格を有するものであること。

## (3) 代表企業の選定

参加者は代表企業を選定すること。参加者と市との連絡や各種書類の受渡しは代表企業が行うものとします。

参加者が参加企業の場合は、その企業等が代表企業となること。

## (4) 参加資格の喪失

参加グループの構成員が、参加表明書及び資格審査書類提出日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として当該参加グループの参加資格を取り消すものとします。

ただし、やむを得ない事情があると市が判断する場合には、市と参加グループで協議のうえ、市が取扱いについて決定することとします。

## 3 事業提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 事業評価委員会の設置

市は、事業提案の審査に際して、学識経験者等により構成する事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取しま

す。

## (2) 審査の内容

市は、事業評価委員会で得られた委員の評価を取りまとめ、事業提案書の内容について総合的に評価を行うものとします。

## (3) 審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行うこととします。

### ア 資格審査

参加企業又は参加グループの各構成企業が共通の参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とします。

### イ 提案審査

提案審査は下記の定量的評価及び定性的評価を行い、その加算によって最終的な評価をします。

#### (ア) 定量的評価

提案価格を基に評価するものとします。なお、提案価格が予定価格を超えた場合は失格とします。

#### (イ) 定性的評価

参加企業又は参加グループが提出した提案書に基づき、事業実施に関する項目、基幹的設備改良工事業務に関する項目、運営業務に関する項目についての提案内容を勘案して評価するものとします。

## (4) 事業者の選定

市は、提案内容を総合的に評価の上、最も優れた提案を行った参加者を事業契約締結の対象となる優先交渉権者として決定します。また、決定後、速やかに当該参加者に対して決定された旨を通知します。

## (5) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、大館市ホームページに掲載します。

## (6) 契約交渉及び契約手続き

市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、優先交渉権者と契約手続きを行います。

## (7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に参加者がいない場合、いずれ

の参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、選定事業者を決定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに公表します。

#### 4 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しません。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとします。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとします。

応募に係る提出書類の著作権は、参加者に帰属しますが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。また、市に提出された資料は、大館市情報公開条例などに基づき、公開されることがあります。

#### 5 事業契約の締結

市は、優先交渉権者又は優先交渉権者が設立する特別目的会社との間で事業契約を締結することとします。この際、各業務を担当する参加者又は協力企業は、選定事業者又は特別目的会社から当該業務を請負又は受託することとします。なお、特別目的会社を設立する場合は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とします。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想される責任及びリスクの分類と市と事業者での分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、別紙2「リスク分担表」に示すとおりとします。

なお、別紙2で示したリスク分担は現段階の案であり、実施方針等への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行い、事業契約書等においてリスク分担に関する条件を明確化します。

#### 2 提供されるサービス水準

選定事業者は、所与の条件を踏まえて、市が要求水準書に規定する、処理施設の機能（性能要件）が十分実現発揮できるような、設計・建設・運営を行うこととします。

#### 3 市による事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び事業者の提案内容に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、履行内容の定期確認（定期モニタリング）を実施するものとします。

また、市が、事業者の報告内容が事実行為として行われているか等の確認が必要と考える場合においては、市は随時に現場への立入りによる事実の確認（随時モニタリング）を行うことができることとする。事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとします。

##### (2) モニタリングの対象

市は、事業者が実施する基幹的設備改良工事業務及び運營業務が、事業契約において定められたサービス水準を達成しているかどうかについて確認を行います。

モニタリングには、焼却施設の性能に係る確認も含む。なお、性能に係る確認は、原則として事業者が実施し、市がその結果を確認するものとします。

なお、本事業において、事業契約において定められたサービス水準を満たすことは、事

業者の責務であり、市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

### **(3) モニタリングの費用の負担**

市の実施するモニタリングに関して、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要となる費用は市の負担とします。

### **(4) 事業者に対する支払額の減額等**

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められていた水準が維持されていない場合、修復勧告、支払額の減額、契約解除等の対象となります。

なお、減額等の考え方については、事業契約書等において示します。



## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の立地条件

#### (1) 事業予定地

市は次に示す住所に事業実施用地として約 2ha の土地の借地権を設定し、同地を業者に転貸するものとします。

秋田県大館市雪沢字又右エ門沢 49 番地 1 ほか

#### (2) 敷地周辺設備

ア 道路整備	:	特になし(現状通り)
イ 電気	:	高圧受電 (6.6kV、1 回線)
ウ 生活用水	:	湧水
エ プラント用水	:	沢水
オ 生活排水	:	無し
カ プラント排水	:	無し
キ 雨水	:	道路側溝に放流
ク ガス	:	プロパンガス
ケ 電話線	:	NTT 柱から引き込み

### 2 施設の規模

処理能力：90 t/日

### 3 施設の整備要件等

施設の基幹的設備改良工事に係る要件などの詳細及び現在想定している工事対象範囲等については、公募要領書等において示します。

## 第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は廃棄物処理委託契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書等に規定する具体的措置に従うものとします。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、秋田地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### 1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。なお、市が考える措置の詳細については、事業契約書（案）で示します。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、事業者に一定の回復期間を与えて、民間事業者の事業遂行能力の回復を待つこととします。ただし、公共サービスに重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、事業者との事業契約を解除し、施設の運営にあたる新たな民間事業者を公募することを原則とします。

また、事業の継続を図るために、事前に規定される一定の重要事項について、市は、事業者に資金を供給する金融機関と協議を行うことも検討します。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は検討しておりません。

### 2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）等に該当し、本施設のうち、基幹的設備改良工事の対象施設の一部につき、当該交付金等が適用され、市を通じて間接交付される見込みです。

### 3 その他の措置及び支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、市は、必要に応じて協力します。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行い対応策を検討することとします。

## 第8 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

事業契約の他、市が当事者となる契約の締結にあたっては、大館市の議会の議決を経ます。

### 2 本事業において使用する言語

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 3 本事業への参加に伴う費用負担

事業者の参加にかかる費用については、すべて事業者の負担とします。

### 4 実施方針等に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、次の通りとします。

なお、本実施方針についての意見・質問がある場合は、別紙3「実施方針に関する意見・質問書様式」に記載した要領に従って、令和元年5月22日の17:00までに市に意見・質問を電子メールにて提出すること。

担当部局	大館市 市民部環境課 環境保全係
郵便番号	〒017-8555
住 所	秋田県大館市字中城 20 番地
電 話	0186-43-7048
F A X	FAX:0186-49-7005
電子メール	ka.kanri@city.odate.lg.jp